

令和5年2月

第1回松阪地区広域消防組合議会定例会

会議録

開会 2月21日

閉会 2月21日

松阪地区広域消防組合

令和5年2月第1回松阪地区広域消防組合議会定例会

議事日程第1号 令和5年2月21日 13時30分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和4年度松阪地区広域消防組合会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第2号 令和4年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について
- 日程第5 議案第3号 令和5年度松阪地区広域消防組合会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和5年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について
- 日程第7 議案第5号 松阪地区広域消防組合個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 公平委員会委員の選任について
- 日程第9 発議第1号 松阪地区広域消防組合議会個人情報保護施行条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 小川 朋子 君 | 2番 | 小野 建二 君 |
| 3番 | 吉川 篤博 君 | 4番 | 橘 大介 君 |
| 5番 | 市野 幸男 君 | 6番 | 深田 龍 君 |
| 7番 | 沖 和哉 君 | 8番 | 松岡 恒雄 君 |
| 9番 | 坂口 秀夫 君 | 10番 | 野呂 一男 君 |
| 11番 | 山本 芳敬 君 | 12番 | 久松 倫生 君 |
| 13番 | 西口 真理 君 | 14番 | 隆宝 政見 君 |
| 15番 | 深水美和子 君 | 17番 | 北岡 泰 君 |

欠席議員（1名）

- 16番 山本 章 君

議場出席説明者

- | | | | |
|--------|---------|-------|---------|
| 管理者 | 竹上 真人 君 | 副管理者 | 久保 行男 君 |
| 副管理者 | 世古口哲哉 君 | 副管理者 | 永作 友寛 君 |
| 消防長 | 松本 芳昭 君 | 消防次長 | 中川 悟 君 |
| 総務課長 | 村田 学 君 | 松阪中署長 | 深田 博行 君 |
| 松阪南署長 | 高橋 淳也 君 | 救急課長 | 渡部 歩 君 |
| 警防課長 | 森田 敬文 君 | 予防課長 | 村田 芳弘 君 |
| 総合指令課長 | 道明 則幸 君 | | |

事務局出席職員

事務局長

中西 雅之

書記

東條 新

○議長（西口 真理君） これより、令和5年2月第1回松阪地区広域消防組合議会定例会を開会いたします。議案説明のため、管理者以下関係者の出席を求めましたのでご報告いたします。本日の議事は、お手元に配付いたしました「議事日程第1号」により進めることにいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西口 真理君） 会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により6番 深田 龍（ふかた りゅう）議員、17番 北岡 泰（きたおか やすし）議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（西口 真理君） 「会期の決定」を議題といたします。本日開会前に議会運営委員会を開催願い、協議の結果、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 令和4年度松阪地区広域消防組合会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第2号 令和4年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について

○議長（西口 真理君） 日程第3「議案第1号 令和4年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第2号」日程第4「議案第2号 令和4年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について」以上、2議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（西口 真理君） 永作副管理者。

[副管理者 永作 友寛君 登壇]

○副管理者（永作 友寛君） ただいま上程されました、議案第1号令和4年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第2号、並びに議案第2号令和4年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更についての2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。まず、議案第1号令和4年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第2号について、ご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,069万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,641万7千円に定めさせていただくものでございます。年度末を控え、各事業の精算、あるいは実績に基づく調整等をさせていただいた補正予算となっております。第2条 債務負担行為並びに第3条地方債の補正につきましては、第2表、第3表でご説明を申し上げますので、3ページをお願いいたします。まず、第2表債務負担行為でございますが、新年度から直ちに必要となります交替制勤務職員にかかる寝具借上げに関する契約など4件で、それぞれ記載のとおり期間及び限度額を定めさせていただくものでございます。次に、第3表地方債補正の変更でございますが、入札に伴う対象経費の精査による事業費減などにより、記載のとおり、限度額を変更させていただくものでございます。6ページ、7ページをお願いいたします。それでは、歳入でございますが、補正内容は、収入の実績見込みでございますので、補正額の大きなものを中心にご説明を申し上げます。第1款分担金及び負担金は、2,636万8千円を減額させていただくものでございます。今回、歳出補正総額から、歳入第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第5款諸収

入、第6款組合債の補正額を差し引きする中で、その充足額を市町分担金で調整を図ったものでございます。第5款諸収入1,090万円の追加は、説明欄に記載の雑入で、主には三重県からの新型コロナウイルス感染症患者移送経費等収入でございます。8ページ、9ページをお願いいたします。第6款組合債で、494万円の減額は、説明欄に記載の高規格救急自動車の入札に伴う対象経費の精査によるものでございます。10ページ、11ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございますが、補正内容は、各事業の入札差金等に係る精算や実績見込み等によるものでございますので、事業費の減額の大きなものなどを中心に、ご説明を申し上げます。第1款議会費6万9千円の減額は、説明欄に記載のとおり、議員報酬等、各事業の精算見込みによるものでございます。次に、第2款総務費は、消防本部の運営に要する経費でございます。896万7千円を減額させていただき、4億6,000万円とさせていただくものでございます。一般管理費の内容でございますが、説明欄4総務一般経費167万4千円の減額は、集合会議などの中止やオンライン会議等への変更による旅費の減、通信運搬費の実績見込みによる減、パソコンにかかる借上料及び備品購入費の入札差金等でございます。説明欄6救急救命士研修事業125万5千円の減額は、主に救急救命士養成研修のカリキュラム変更による旅費の減のほか、気管挿管病院実習の実績見込みによる委託料の減でございます。説明欄10施設管理運営事業41万5千円の追加は、電気料金の高騰による光熱水費の見込み増でございます。説明欄17救急相談委託事業397万4千円の減額は、松阪地区救急相談ダイヤル24に係る入札差金でございます。その他の事業につきましても、事業内容の精査等により、それぞれ減額をさせていただくものでございます。12ページ、13ページをお願いいたします。次に、第3款消防費は、松阪市内の3署3分署の運営に要する松阪消防費、明和町及び多気町内の1署2分署の運営に要する出張所費並びに消防施設費に分かれております。第1目松阪消防費は、396万5千円を減額させていただき、16億3,340万7千円とさせていただくものでございます。松阪消防費の内容でございますが、説明欄2松阪消防一般経費166万3千円の減額は、主に消耗品費、通信運搬費の実績見込みによる減、パソコン借上料及び備品購入費の入札差金等でございます。説明欄3施設管理運営事業195万2千円の追加は、光熱水費の実績見込みによる増でございます。説明欄7車両管理費101万4千円の追加は、車両修繕の実績見込みによる増でございます。説明欄8消防用資機材等購入事業126万2千円の減額は、資機材点検手数料及び備品購入費の入札差金でございます。説明欄9消防ポンプ自動車購入事業175万円の減額は、入札に伴う事業費の減でございます。その他の事業につきましても、事業内容の精査等により、それぞれ減額をさせていただくものでございます。次に、第2目出張所費は、447万円を減額させていただき、5億4,509万8千円とさせていただくものでございます。出張所費の内容でございますが、説明欄8車両管理費54万1千円の追加は、燃料費、修繕料等の実績見込みによる増でございます。説明欄10高規格救急自動車購入事業286万6千円の減額は、入札に伴う事業費の減でございます。その他の事業につきましても、事業内容の精査等により、それぞれ減額をさせていただくものでございます。14ページ、15ページをお願いいたします。次に、第3目消防施設費は、328万円を減額させていただき、1,451万4千円とさせていただくものでございます。説明欄1施設管理運営事業の減額内容は、主に松阪北消防署外壁修繕及び多気分署車庫内土間コンクリート修繕の契約差金でございます。次に、第4款公債費第2目利子5万2千円の追加は、前年度借入額の利子に不足が生じたので追加をお願いするものでございます。なお、16ページからの補正予算給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。以上、補正予算の説明とさせていただきます。続きまして、議案書の23ページ

をお願いいたします。議案第2号令和4年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について、ご説明を申し上げます。24ページをお願いいたします。令和4年度市町分担金変更明細書補正第2号につきましては、先ほどの補正予算第2号に関連しての変更でございます。松阪市で2,271万1千円、多気町で64万4千円、明和町で301万3千円をそれぞれ減額させていただき、変更後の分担金合計を26億6,843万2千円に定めさせていただくものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくご審議 いただきますようお願い申し上げます。

[副管理者 永作 友寛君 降壇]

○議長（西口 真理君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） これにて質疑を終わります。これより討論採決を行います。議案第1号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第1号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第1号令和4年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第2号は原案どおり可決されました。

○議長（西口 真理君） 次に議案第2号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第2号は、原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第2号令和4年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更については原案どおり可決されました。

日程第5 令和5年度松阪地区広域消防組合会計予算

日程第6 令和5年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について

○議長（西口 真理君） 日程第5「議案第3号令和5年度松阪地区広域消防組合会計予算」日程第6「議案第4号令和5年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について」以上、2議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（西口 真理君） 永作副管理者。

[副管理者 永作 友寛君 登壇]

○副管理者（永作 友寛君） ただいま上程されました、議案第3号令和5年度松阪地区広域消防組合会計予算並びに議案第4号令和5年度松阪地区広域消防組合の市町分担金についての2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。まず、議案第3号令和5年度松阪地区広域消防組合会計予算について、ご説明を申し上げますので、議案書の25ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28億3,605万3千円とさせていただくものでございます。前年度比較では 1億43万円、3.7%の増でございます。実施計画に基づく松阪中消防署及び多気分署の消防ポンプ自動車並びに松阪北消防署の高規格救急自動車の更新配備などがその主な要因でございます。次に、第2条地方債でございますが、この内容につきましては、後ほど、第2表でご説明申し上げます。次に、第3条一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を、8,250

万円とさせていただくものでございます。次に、第4条歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で流用できるよう定めさせていただくものでございます。27ページをお願いいたします。次に、第2表 地方債でございますが、消防ポンプ自動車購入事業及び高規格救急自動車購入事業でございます。限度額をそれぞれ記載のとおり、定めさせていただくものでございます。30ページ、31ページをお願いいたします。それでは、歳入からご説明を申し上げます。第1款分担金及び負担金は、構成市町からの分担金で、27億4,035万9千円と定めさせていただくものでございます。この市町分担金につきましては、歳出総額に対する歳入第2款使用料及び手数料から第6款組合債までの収入見込み額との調整により、ご負担をお願いするものでございます。第2款使用料及び手数料561万8千円は、自動販売機設置などの庁舎等使用料並びに危険物関係の申請手数料などでございます。第3款国庫支出金2,898万1千円は、松阪中消防署へ更新配備いたします消防ポンプ自動車に係る総務省消防庁からの補助金、及び松阪北消防署へ更新配備いたします高規格救急自動車購入事業に係る防衛省からの補助金でございます。第4款繰越金3千円につきましては、前年度繰越金の科目設定でございます。第5款諸収入2,229万2千円は、雑入で、説明欄に記載の各収入でございます。第6款組合債3,880万円は、説明欄に記載の事業に充当の消防債でございます。32ページ、33ページをお願いいたします。続きまして、歳出について、ご説明を申し上げます。まず、第1款議会費65万9千円は、消防組合議会に要する経費でございます。次に、第2款総務費4億5,536万5千円は、消防本部の運営に要する経費でございます。前年度比較1,056万2千円、2.4%の増でございます。増加の主な要因は、人事院勧告による人件費の見込み増、燃料費、光熱水費の高騰による見込み増、及び救急救命士養成研修1名分の増などでございます。それでは、説明欄の主なものについて、ご説明を申し上げます。説明欄2 一般職員給3億3,694万4千円は、消防本部職員41名分及び再任用職員4名分の人件費でございます。説明欄7 救急救命士研修事業1,238万5千円は、救急救命士の養成や病院実習などの研修経費でございますが、増加の要因は、救急救命士の新規養成を3人から4人に増員したことによるものでございます。説明欄11 施設管理運営事業865万2千円は、消防本部庁舎の光熱水費、エレベーターや空調設備の保守点検業務など、施設等に要する維持管理費で、燃料費や電気料金の高騰の状況を踏まえ、計上させていただいております。説明欄15 指令施設 管理事業2,787万7千円は、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の保守点検業務のほか、無線局の免許更新経費でございます。34ページ、35ページをお願いいたします。次に、第3款消防費、22億3,732万3千円は、第1目松阪消防費、第2目出張所費及び第3目消防施設費の総額でございます。前年度比較5,991万8千円、2.8%の増で、その主な要因は、消防車両2台及び救急車両1台の更新配備でございます。第1目松阪消防費16億5,200万3千円につきましては、松阪市内の3署3分署の運営に要する経費で、前年度比較では4,031万7千円、2.5%の増でございます。それでは、説明欄の主なものについて、ご説明を申し上げます。説明欄1 一般職員給14億1,321万円は、職員175名分及び再任用職員11名分の人件費でございます。説明欄4 施設管理運営事業2,539万1千円は、市内の3消防署3分署の施設等に要する維持管理費で、燃料費や電気料金の高騰の状況を踏まえ、計上させていただいております。説明欄7 指令施設管理事業1,543万5千円は、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線活動波の保守点検業務のほか、消防救急デジタル無線共通波維持管理負担金は、5年に1度の精密点検により増額しております。説明欄8 車両管理費2,803万1千円は、市内の3消防署3分署に配備する車両43台の維持管理費でございますが、燃料費の高騰の

状況を踏まえ、計上させていただいております。説明欄9 消防用資機材等購入事業 3,477万2千円は、消火・救急・救助活動用の資機材の計上でございますが、感染症対策にかかる消耗品、医薬材料費の見込み増や自動心マッサージ器の更新などにより増となっております。説明欄11高規格救急自動車購入事業 3,453万円は、松阪北消防署配備の救急車の更新でございます。説明欄12 消防ポンプ自動車購入事業 4,809万円は、松阪中消防署配備の消防ポンプ自動車の更新でございます。次に、第2目出張所費 5億7,689万4千円は、明和町及び多気町内の1署2分署の運営に要する経費でございます。前年度比較では2,896万9千円、5.3%の増でございます。それでは、説明欄の主なものについて、ご説明を申し上げます。説明欄1 一般職員給 4億8,238万6千円は、職員61名分及び再任用職員1名分の人件費でございます。説明欄8消防用資機材等購入事業 1,008万4千円は、消火・救急・救助活動用の資機材の計上でございますが、増加の要因は、感染症対策にかかる消耗品や医薬材料費の見込み増でございます。説明欄10消防ポンプ自動車購入事業 5,009万円は、松阪南消防署多気分署配備の消防ポンプ自動車の更新でございます。36ページ、37ページをお願いいたします。次に、第3目消防施設費842万6千円は、各消防庁舎の修繕などに要する経費でございます。前年度比較936万8千円、52.6%の減でございます。次に、第4款 公債費1億4,260万6千円は、長期債償還元金と、長期債償還利子などでございます。次に、第5款 予備費は、10万円を計上させていただいております。なお、38ページからの給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。以上、令和5年度予算の説明とさせていただきます。続きまして、議案書の49ページをお願いいたします。議案第4号令和5年度松阪地区広域消防組合の市町分担金について、ご説明を申し上げます。50ページをお願いいたします。令和5年度市町分担金表につきましては、先ほどの令和5年度会計予算に伴う分担金でございます。松阪市は21億952万7千円、多気町は3億2,399万7千円、明和町は3億683万5千円とさせていただき、分担金合計を27億4,035万9千円に定めさせていただくものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西口 真理君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口 真理君） これにて質疑を終わります。これより討論採決を行います。議案第3号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口 真理君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第3号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第3号令和5年度松阪地区広域消防組合会計予算は原案どおり可決されました。

○議長（西口 真理君） 次に議案第4号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口 真理君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第4号は、原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第4号令和5年度松阪地区広域消防組合の市町分担金については原案どおり可決されました。

日程第7 議案第5号松阪地区広域消防組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について

○議長（西口 真理君） 次に日程第7「議案第5号松阪地区広域消防組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（西口 真理君） 松本消防長。
[消防長 松本 芳昭君 登壇]

○消防長（松本 芳昭君） ただいま上程されました、議案第5号松阪地区広域消防組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。議案書の51ページをお願いいたします。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が可決、成立し、デジタル整備法第51条により、「個人情報の保護に関する法律」、いわゆる個人情報保護法が改正されたところでございます。このことに伴い、令和5年4月1日からは、本組合の個人情報保護制度も、改正後の個人情報保護法が適用されることとなり、同法の規定の範囲内において、地方自治体が条例で必要な規定を定めようとするものでございます。なお、附則といたしまして、本条例の施行期日については、デジタル整備法第51条に基づく個人情報保護法の改正が、令和5年4月1日に施行されることから同日としております。このことに伴い、第2条において現行の松阪地区広域消防組合個人情報保護条例を廃止いたします。また、第3条においては、前条での廃止に伴う経過措置といたしまして、本条例の施行後における現行の個人情報保護条例における守秘義務規定及び罰則規定の適用並びに本条例施行前の開示等請求については、施行前の同条例と同じ扱いをするものとし、本条例の施行前の審査会にされた諮問については、施行日に本条例の同審査会に諮問されたとみなすものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[消防長 松本 芳昭君 降壇]

○議長（西口 真理君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） これにて質疑を終わります。これより討論採決を行います。議案第5号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第5号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございました。挙手多数であります。よって、議案第5号松阪地区広域消防組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

日程第8 議案第6号公平委員会委員の選任について

○議長（西口 真理君） 次に日程第8「議案第6号公平委員会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（西口 真理君） 竹上管理者。
[管理者 竹上 真人君 登壇]

○管理者（竹上 真人君） ただいま上程されました、議案第6号公平委員会委員の選任について、提

案理由を ご説明申し上げます。本日、配付いたしました、人事案件の議案書をご覧ください。現在、本組合の公平委員会委員をお務めいただいています足立三貢子さんの任期が本年6月30日に満了となりますので、引き続き選任しようとするものでございます。足立さんの経歴等につきましては、お手元の「議案書 裏面」に記載のとおりでございます。本組合の公平委員会委員として適任と考え、提案しますので、よろしくお願い申し上げます。

[管理者 竹上 真人君 降壇]

○議長（西口 真理君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） これにて質疑を終わります。これより討論採決を行います。議案第6号について討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第6号について同意することに賛成の議員の起立を求めます。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第6号公平委員会委員の選任については、同意することに決しました。

日程第9 発議第1号松阪地区広域消防組合議会個人情報保護条例の制定について

○議長（西口 真理君） 次に日程第9「発議第1号松阪地区広域消防組合議会個人情報保護条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（西口 真理君） 6番 深田 龍議員。

○6番（深田 龍君） ただ今上程されました、発議第1号松阪地区広域消防組合議会個人情報保護条例の制定について、発議者を代表いたしまして、提案理由のご説明を申し上げます。本発議につきましては、議会運営委員会委員全員が発議者となっておりますことを申し添えます。松阪地区広域消防組合議会における個人情報の取扱いにつきましては、現行の松阪地区広域消防組合個人情報保護条例の実施機関として、適切に運用してきたところでございますが、改正後の個人情報保護法では、議会はその適用の対象外とされた一方で、国の個人情報保護委員会の示すガイドラインには、「地方公共団体の議会においても国との整合を図るため、法の共通ルールに沿い、個別に条例を定め自律的な運用を図るもの」とされたことにより、改正後の個人情報保護法の「第5章 行政機関等の義務等」の規定を参考に、当議会独自の個人情報保護条例の制定の必要が生じたものでございます。条例は、6章57条で構成し、第1章では条例の目的、用語の定義、組合議会の責務などを、第2章においては議会における個人情報の取り扱いの制限などを、第4章では自己の個人情報の開示請求などについての規定を、第6章では、この条例の規定に違反した場合の罰則を規定しております。なお、各規定は個人情報の保護に関する法律に準拠したものとし、かつ、組合の「個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」において定める規定との整合を図り、制定させていただくものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとしております。以上、よろしくご審議のうえ、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（西口 真理君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） これにて質疑を終わります。これより討論採決を行います。発議第1号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西口 真理君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。発議第1号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございました。挙手多数であります。よって、発議第1号松阪地区広域消防組合議会個人情報保護条例の制定については、原案どおり可決されました。

○議長（西口 真理君） 以上で報告を終わります。以上をもちまして、今期定例会の案件は全部議了しました。今期定例会はこれにて閉会いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

14時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

副議長

議 員

議 員